令和８年（フ）第５０号
滋賀県彦根市西今町1278番地３（203号）（開始決定時の住所）滋賀県彦根市西葛籠町285番地34
破産者　山田　雅也
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１０７号
滋賀県彦根市中藪町776番地40、前住所滋賀県長浜市公園町４番16号　Ｔ’ｓ　ｃｏｕｒｔ　長浜駅前Ｉ　310号室
破産者　原田　慎友
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第３１号
兵庫県淡路市斗ノ内61番地２
破産者　飯田　太郎
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第１６号
和歌山県日高郡美浜町大字和田1365番地の１（101）、前住所和歌山県田辺市文里二丁目17番９－１号
破産者　ＳＯＲＡ企画こと　遠藤　　龍
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

令和８年（フ）第１０３号
鳥取県米子市彦名町70番地11　市住63Ｒ－２－201、旧住所鳥取県米子市車尾２丁目23番13号
破産者　末信　拓真
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第４２号
岡山県津山市沼９番地25　沼Ｕ戸建て１、前住所岡山県津山市西吉田700番地233
破産者　池田　ルミ
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第１７１号
徳島県鳴門市大麻町大谷字東山谷44番地
破産者　藤田くみ子
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８３号
福島県いわき市泉町下川字谷地川74番地の１ボヌール泉201
破産者　横田　　樹
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１０号
鹿児島県南九州市知覧町南別府25810番地
破産者　山中　将京
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和７年（フ）第５４６号
神戸市中央区元町通１丁目９番３号　２Ｆ、前住所兵庫県尼崎市塚口本町３丁目23番12号
破産者　寺元　順一
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３９１号
兵庫県芦屋市大東町14番16―108号
破産者　新名　幸惠
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２１１号
仙台市青葉区上杉４丁目５番26号　イーグルハイツ203
破産者　森田　新一
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５１１号
神奈川県海老名市泉２丁目６番１―304号、開始決定時の住所仙台市若林区今泉１丁目17番71号　レトアエムオー201
破産者　菅井　謙作
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５７４号
仙台市宮城野区岩切字三所北120番地の４イーストグランデ101、従前の住所宮城県石巻市大街道西２丁目１番52号　メゾン・ルミエールⅡ―201号
破産者　齋藤　廣暉
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７３５号
仙台市宮城野区福田町３丁目３番８号　ブラウンハイツ202、従前の住所仙台市若林区沖野２丁目15番28号　Ｓ．ボルベールＢ102
破産者　阿部　孝一
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２００５号
さいたま市見沼区東大宮４丁目61番地６　サンライズ東大宮201
破産者　有賀　麗子
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６１９号
さいたま市桜区栄和６丁目５番36―２号　ソラティオＡ201
破産者　森谷　　岳
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６６８号
埼玉県新座市新座三丁目６番４―210号
破産者　松田　優人
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係